

STOP再稼働！ 柏崎刈羽原発差止め訴訟ニュース

発行元
東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会
新潟市中央区白山浦1-238-6
TEL/FAX
025-383-6335

第9回口頭弁論

11月6日、柏崎刈羽原発差止め訴訟第9回口頭弁論が新潟地裁で開かれ、原告・支援者など約60人が傍聴行動に参加しました。

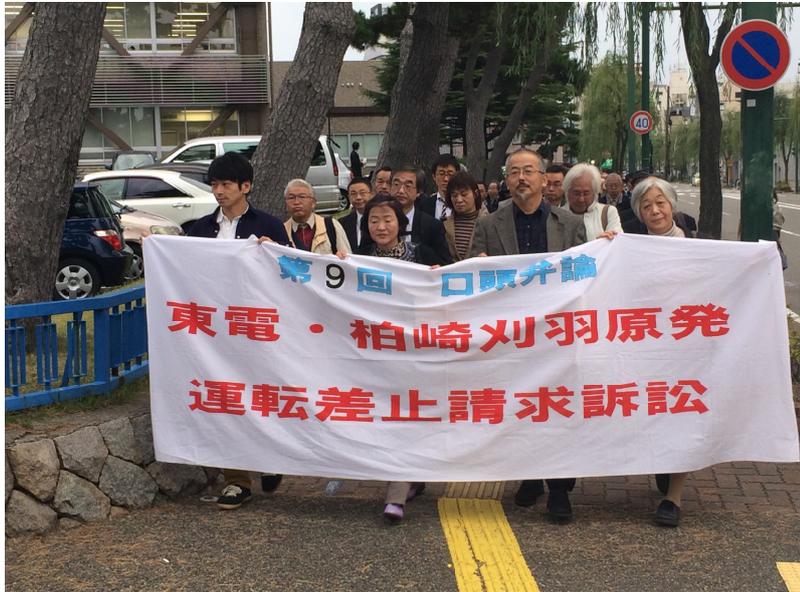
原告の意見陳述

原告の意見陳述で、原発から2・6キロに住む刈羽

村の伊藤久美さんは「東電は、今まで事故後、すぐに連絡をくれたことのない会社。もし事故が起きたら東電は本当に住民に連絡をするのか。メルトダウンを2カ月も隠し続けた会社だ」「放射能と人間は共存できない。ひとたび事故が起きれば、今までの生活の全てを失う。これ以上の理不尽はない」と語気を強めました。「福井地裁は「『豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失』と謳っている。新潟地裁も同じように判断をして頂きたい」と訴えました。

弁護団からの主張

大飯原発3号機、4号機の運転差し止め訴訟で画期的な判決を勝ち取った原告弁護団長の佐藤辰弥弁護士が、判決の意義を訴えました。佐藤弁護士は、福井地裁が構築した原告らの立証



新潟地裁前まで横断幕を持ち行進



裁判後、集会で報告をする佐藤辰弥弁護士

すべき具体的危険性について「具体的でありさえすれば万が一の危険性の立証で足りるとする新たな判決枠組みを支持して下さい」と訴えました。「中越沖地震で基準地震動をはるかに超える1699ガルの地震動があったことから、元々の基準地震動の想定がなぜ間違ったのか、大飯原発以上の『具体的危険性』がありそうだと強調しました。

この他、「中越沖地震によって明白になった本件原発の欠陥」「周辺地域における地殻変動の継続と活断層の位置」が陳述されましたが、東電は「書面で回答する」と述べ、口頭での回答を避けました。

次回弁論は3月5日の予定です。

新潟市内で講演会

1月31日、万代市民会館で柏崎刈羽原発の閉鎖を訴える科学者・技術者の会主催の講演会があり、脱原発新潟弁護団、東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会が共催しました。講演会に150名の市民が参加しました。

市民の会共同代表の大西しげ子さんは、「この裁判で十分な審理が行われていると感じることができない。それは、東電の不誠実な訴訟態度と、それを認めている裁判所に問題があるのではないか。東電は一貫して私



差止め訴訟の報告をする市民の会共同代表の大西しげ子さん

ちの主張を認めない、争うとしながら、何も自分たちの主張をしない。法廷でも一言も話さないで、書面で回答するだけで、東電の不誠実な態度が一般に伝わらない。私たちも伝える努力をするが、皆さんにも関心を持って一緒に声をあげてほしい」と訴えました。

講演会には、原子力資料情報室の山口幸夫さん、原発反対刈羽を守る会の武本和幸さん、原子力防災を考える長岡市民の会の金子貞男さんがそれぞれ報告しました。科学者・技術者の会の井野博満さんは「柏崎刈羽原発の再稼働は、県の姿勢、市民運動など、全国から注目されている。全国の原発の再稼働を阻止するため、新潟の取り組みを全国に伝えたい」と訴えました。

会員拡大に向け

現在、市民の会の会員数は1570人となっております。目標の2千人まであともう少しです。長野県から新たに134人が加わりました。隣県、東京電力を使用する関東の知人・親戚の方にもお声掛けをお願いします。

第10回口頭弁論期日のご案内

日時：2015年3月5日（木）午後3時～ 場所：新潟地方裁判所

【入廷者募集要領】

(1) 応募方法：氏名（ふりがな）、住所、連絡先（電話、FAX、メールアドレス）、原告／サポーターの別を明記し、件名に「入廷希望」と明記の上、以下の応募先までご応募ください。

応募先：水内基成法律事務所

(FAX 025-225-3148、メール m-mizu@theia.ocn.ne.jp)

応募締切：2015年2月20日（金）午後5時（厳守）

(2) 入廷者の決定方法

- ・応募者多数の場合は、原告・入廷経験の無い方を優先して抽選します。是非ともこれまでに入廷したことのない方からもご応募いただきたく、お待ちしております。
- ・入廷していただける方のみ、集合場所・集合時刻等の詳細をご連絡します。抽選から漏れた方にはご連絡しませんので、ご了承ください。
- (3) 裁判前集会、報告集会・記者会見
- ・当日は、以下のとおり集会を開催予定です。場所はいずれも弁護士会館2階会議室です。入廷できない方も含め、多数のご参加をお願いします。
午後2時～ 裁判前集会（弁護団から裁判の概略をご説明します）
午後4時15分頃～（裁判終了後） 報告集会・記者会見

【裁判所が実施する一般傍聴券配布の抽選について】

裁判の当日、裁判所が一般傍聴券の配布や抽選を実施する場合がありますので、上記にて応募し落選された方も、そちらへの参加をご検討ください。

カンパ歓迎

市民の会のカンパを募っています。ネットサイトの充実、グッズ作成など、市民の会を広げる活動に活かしていきたいと思えます。

☆郵便振替

口座番号

00520-3-53421

口座名称 東電・柏崎刈羽原発差止め市民の会

*通信欄に「カンパ」と記入をお願いします。皆様のご協力よろしく申し上げます。